

# 富裕層に対する国際的な課税強化の最新動向 —グローバル・ミニマム税導入に関する提言

April 2024

## In brief

欧州連合(EU)が2021年に創設した研究機関であるEU Tax Observatoryは、国際的な租税の回避について研究したレポート「Global Tax Evasion Report 2024<sup>1</sup>」(以下、「本レポート」)において、多国籍企業に対するグローバル・ミニマム課税と同様に、超富裕層に対して最低税額(ミニマム税)を課税することを提言しました。

また、2024年2月にブラジルのサンパウロで開かれた20カ国・地域(G20)財務相・中央銀行総裁会議では、議長国ブラジルのアダジ財務相が、富裕層への課税強化を、国際的な包摂的枠組みに基づく法人税課税のルールである第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)、第2の柱(グローバル・ミニマム課税)に続く、国際課税の第3の柱にすべきとの考えを示しました。

このような潮流においては、今後グローバルレベルで富裕層への課税強化に関する本格的な議論が開始されることも推測されるため、本ニュースレターでは本レポートの要旨<sup>2</sup>を紹介します。

## In detail

### 1. 超富裕層の非常に低い所得税等課税の実効税率

本レポートによると、現在、世界には2023年時点ですでに約2,500人の超富裕層<sup>3</sup>が存在しています。その保有財産総額は約13兆米ドル(1人当たり約47億米ドル)に上る一方、保有財産に対する所得税の実効税率は極めて低く、わずか0%から0.5%であるとことが示されています。これらの超富裕層は、多国籍企業と同様にグローバリゼーション、既存の税制の抜け穴、各種税務恩典を利用して、極めて低い水準の実効税率が実現されていると考えられますと述べられています<sup>4</sup>。

### 2. ミニマム税導入の提言

本レポートでは、さまざまな制度の抜け穴や租税回避策に対処するために、ミニマム税を課すことが有効な手段とされています。また、所得や消費と異なり、より明確な定義が可能な財産を課税の基準とすることが最適であると述べられています。

保有財産を課税ベースとした場合には、換金性のない非上場株式などの価値測定の方法やルールへの対応、また、納税者に流動性の財産がない場合の納税資金の問題が触れられていますが、いずれも国際的な評価ルールの合意やミニマム税の対象者の限定によって、解決できるであろうと述べられています。

なお、全ての富裕層をミニマム税の課税対象とすることが理想である一方、導入容易性や実行可能性などの観点から、ミニマム税は導入当初は超富裕層のみを対象にすることが提案されています。世界各国が多国籍企業に対する

<sup>1</sup> <https://www.taxobservatory.eu/publication/global-tax-evasion-report-2024/>

<sup>2</sup> Global Tax Evasion Report 2024の第5章「A coordinated global minimum wealth tax on the very rich」

<sup>3</sup> 本レポートでは「billionaires」とされており、保有財産額が10億米ドル(本執筆時点では約1,500億円)超の層を指します。

<sup>4</sup> フランスでは最上位75人の超富裕者が納める所得税負担は所得の2%、実質的には保有財産価値の0%に等しく、また、米国では超富裕層が納める所得税はわずかに高く、保有財産価値の0.5%程度となっているとの調査結果があります。

グローバル・ミニマム課税<sup>5</sup>導入の合意に至った以上、超富裕層のミニマム税の導入に関する国際合意も可能であるとの考えが述べられています。

### 3. ミニマム税の税率と効果

超富裕層の保有財産に対するミニマム税の税率は、2%とすることが提案されています。その場合、世界全体で超富裕層から2,500億米ドルの税収入が生み出されると試算されています。

### 4. 提言サマリー

本レポートでは以下のとおり提言がまとめられています。

- 富裕層に対するミニマム税に関する国際的な交渉の場を設ける
- 財産を課税の基礎として場合の最低実効税率を定める
- 財産の評価に関する調和的なルールを策定する

### The takeaway

日本では、2023年度税制改正において、株式譲渡などが多い高所得者層に向けて、低い税負担率の適正化を目的として、所得総額に対して最低22.5%の所得税負担を求める措置(極めて高い水準の所得に対する負担の適正化)が導入されました。このような所得に関する国内法に基づく課税の強化に加え、ストックである財産に対する前述の課税の導入は、富裕層に向けた税負担として、より一層重いものになります(ただし、本レポートでは、超富裕層のみを対象とすることが提言されており、多くの富裕者、高所得者に対する影響は限定的と考えられます)。

本レポートで提案されている、保有財産額への2%のミニマム税の導入提案が、実際に「第3の柱」との位置付けのもとで議論が進められるかどうか、さらには、各国間で枠組みの合意が得られるかどうかについては、現段階では不透明です。しかしながら、富裕層個人に対する課税強化は世界的な潮流もあり、今後の国際的な税制の議論や動向について注視していくことが重要です。

### Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

#### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

望月 文太

パートナー

小林 和也

パートナー

深田 かおり

パートナー

林 雄高

パートナー

山内 良

ディレクター

佐々木 真美

ディレクター

塩谷 洋子

ディレクター

平岡 祐樹

マネージャー

斎藤 大志

マネージャー

西尾 結

<sup>5</sup> 一定の多国籍企業グループを対象に、国・地域ごとに最低でも実効税率15%の課税を確保するルール。

## 過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

## ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

## e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.